

苫小牧市男女平等参画基本計画策定業務 仕様書

1 業務名

苫小牧市男女平等参画基本計画策定業務

2 期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

3 目的

国や北海道の動向、苫小牧市の男女平等参画の状況等を的確に把握し、本市が取り組むべき課題や男女平等参画施策の方向性等を定める第4次苫小牧市男女平等参画基本計画（以下「計画」という。）を策定することを目的とする。

4 計画の範囲

計画には、次の内容を含めること。その他、男女平等参画社会の実現に向けて計画に含めたほうが良いと考える法令や重要なテーマ等があれば、委託者にこれを提案することができる。

- (1) 男女共同参画社会基本法に規定する市町村基本計画
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する市町村基本計画
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定する市町村推進計画
- (4) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に規定する市町村基本計画

5 業務内容

(1) 令和8年度

ア 基礎的な地域データ及び資料の整理分析

国の動向、北海道の関連計画、苫小牧市の概要及び社会経済的特性等について、委託者が提供するデータや資料をもとに整理分析を行うこと。

イ 市民意識調査（企業実態調査）

(ア)男女平等参画、ジェンダー平等等に関する住民の意識を把握し、計画策定の基礎資料とするため、市民や企業を対象とした調査を行うこと。ただし、下表の調査対象及び件数は前回調査に基づく参考であり、提案者は妥当性に関する説明を添えたうえで、独自提案を行うことができる。

(イ)受託者は、既存の計画や調査（過去の男女平等参画に関する調査や経済センサス、労働基本調査など）を十分研究し、調査票・入力フォームの設計、調査結果の分析及び報告書として取りまとめを行うこと。

(ウ)調査票の印刷、封入封緘、配布・回収に必要な作業は委託者が行い、必要な費用についても委託者が負担すること。

(エ)このほか、調査件数及び両者の作業分担は次の表のとおりとし、その他必要な事項は両者で協議の上決定すること。

調査対象(前回参考)	市民	企業	小学生	中学生	高校生等
調査件数(前回参考)	2,000件	1,200件	500件	500件	600件
調査内容の提案	受託者				
調査票設計	受託者				
回答フォーム設計	受託者(web回答フォームの構築は委託者)				
入力フォーム設計	受託者				
調査票印刷・発送・回収	委託者				
入力フォーム入力・集計	受託者	委託者			
集計結果の統合・分析	すべての集計結果を統合し、受託者が作成する				
結果報告書の作成	受託者				

ウ 計画策定に係る審議会等の運営支援

計画内容に係る審議会の運営について、会議資料の作成を支援すること。

エ 施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ

(ア)苫小牧市男女平等参画基本計画(第3次改定版)に関する施策・事業の実施状況について、受託者が調査シートを設計し、委託者は調査シートの配布・回収を行うこと。

(イ)回収結果については、委託者が受託者に報告することとし、受託者は報告内容の分析・課題抽出を行い、報告書を作成し、委託者に報告すること。

オ 計画策定において必要な支援の実施

受託者は、有する知見を持って委託者に必要な支援を行うこと。

(2) 令和9年度

ア 施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ

苫小牧市男女平等参画基本計画(第3次改定版)に関する施策・事業の実施状況について、結果のとりまとめを行い、評価を行うこと。

イ 課題の整理・抽出

基礎的な地域データや市民意識調査、前号の評価結果などから、男女平等参画に関する施策を実施するうえでの課題を整理し、重点課題を抽出すること。

ウ 計画骨子案・素案及び概要版の作成

(ア)上記を踏まえて基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し、内容の協議を行うこと。

(イ)素案に対する審議会やパブリックコメント等への対応案の作成及び補修正は委託者が行う。これら委託者の対応を受けて、受託者は最終案の編集・レイアウト・デザイン・図等を含む印刷用版下を作成すること。

(ウ)計画の全体像や要点を簡潔にまとめた概要版を作成すること。

エ 計画策定に係る審議会等の運営支援

計画内容に係る審議会の運営について、会議資料の作成を支援すること。

オ 男女平等参画に関する各種情報提供支援

男女平等参画やジェンダー平等に関する動向は日々目まぐるしく変化しており、本計画は国の方針を鑑みながら策定することが必要である。内閣府（男女共同参画局）等から指針の公表や会議の開催が行われた際には、公表内容の要約版を作成して委託者に提供するとともに、調査手法や分析方法を検討すること。

6 提案上限額

提案上限額は、次のとおりとする。なお、各年度及び業務ごとに定める提案上限額を上回らないこと。

年 度	業務項目	提案上限額(税抜)
令和 8 年度	ア 基礎的な地域データ及び資料の整理分析 イ 市民意識調査（企業実態調査） ウ 計画策定に係る審議会等の運営支援 エ 施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ オ 計画策定において必要な支援の実施	2,763,000 円
令和 9 年度	ア 施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ イ 課題の整理・抽出 ウ 計画骨子案・素案及び概要版の作成 エ 計画策定に係る審議会等の運営支援 オ 男女平等参画に関する各種情報提供支援	1,782,455 円
合 計		4,545,455 円

7 成果品

(1) 令和8年度

- ア 市民意識調査（企業実態調査）結果報告書（120 頁程度、A 4 判、4 色刷）のデータ
- イ 上記成果品のデータ一式（PDF 及び Excel、Word 等の編集可能な形式）
- ウ 情報提供資料一式

(2) 令和9年度

- ア 計画本編（100 頁程度、A 4 判、表紙カラー、本文 4 色刷）のデータ
- イ 計画概要版（12 頁程度、A 4 判、フルカラー）のデザインデータ
- ウ 上記成果品のデータ一式（PDF 及び Excel、Word 等の編集可能な形式）
- エ 情報提供資料一式

8 その他

- (1) 本業務を進めるにあたって、個人情報及びプライバシーの保護が必要であることから、受託者は、個人情報の保護に関する法律を順守すること。
- (2) 仕様書に記載されていない業務が発生した場合は、双方で協議し、対応の可否を含めて別途決定する。
- (3) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。
- (4) 別紙のスケジュール案を参考として、進捗や工程等に変更が生じる場合、あらかじめ委託者に報告し、承認を得なければならない。